資料3

議題３　引取手のない遺骨の取扱いについて（尾張旭市提出）

市名	回答		
	(1)引取手のない遺骨に関する事例の有無	(有の場合) 対応方法	(2)遺骨の埋蔵等取扱に関する取決めの有無
名古屋市	有	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が管理する「社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会東山霊安殿」にて納骨を依頼している。	有
豊　橋　市	有	・親族調査の結果、全く引き取り手のいない遺骨については、葬祭業者に依頼し永代供養を含め、納骨している。 ・墓地、埋葬等に関する法律第9条に基づき火葬等を執行し、親族の引き取りがない場合は、寺院等に永代供養している。	有
岡　崎　市	有	本市で行った墓地、埋葬等に関する法律での火葬および生活保護法の葬祭扶助での葬祭を行った引き取り手のいない遺骨については、保健所が管理している岡崎墓苑内の無縁者供養塔に納骨しています。	無
一　宮　市	有	焼骨の一切を斎場に任せる旨の記載のある確認書の提出があった場合のみ、焼骨のすべてを斎場において整理する。	有
瀬　戸　市	有	社会福祉課保護係（生活保護担当）が担当し、尾張旭市様と同様の対応をとっております。	無
半　田　市	無		無
春日井市	有	生活保護法の葬祭扶助が適用される場合や、その他、行旅死亡人、墓地埋葬法等により市が葬祭を執行した引取手のない遺骨については、春日井市所有の納骨堂にて保管しております。 また、納骨堂に安置してから10年以上経過したものは、同様に市が設置する永代供養塔内の地中へ散骨しております。	無
豊　川　市	無		無
津　島　市	有	斎場で遺体を火葬し、その遺骨の引き取りを希望しない方においては、その際に焼骨処分願書を提出してもらい、斎場で引き取りその後処分をします。	無
碧　南　市	有	市民の方からの問合せには、内袋に入れて、可燃ごみとして排出するよう案内します。	無
刈　谷　市	有	墓地、埋葬等に関する法律第９条の規定により火葬を執行する場合は、寺院等に３年間安置した後に永代供養（合葬）するよう葬祭業者に依頼している。３年以内に遺族が遺骨の引き取りを希望した場合は、葬祭費用を請求の上、遺族に遺骨をお渡ししている。 過去に地元管理の旧慣墓地で無縁墳墓を処理した実績がある。土地の所有者である市が官報に無縁墳墓等改葬公告を掲載し、１年後に墓地の管理者が同墓地内に改葬した。 生活保護法の葬祭扶助が適用される場合は、貴市と同様の対応です。	無
豊　田　市	有	市長による火葬を行った際に、遺骨の引き取り手がない場合は、いったん市が遺骨を保管する。 並行して戸籍による親族調査を実施し、親族が見つかった場合は、遺骨の引き取りを依頼する。 親族に拒否された場合、または親族が見つからなかった場合、市が管理する納骨堂において保管する。 保管期間が長期に渡り、保管場所が不足するようであれば、遺骨を合葬し永代供養とする。 永代供養とした自院を記録し、後に親族となのり出る者がでた際は、寺院名と場所を情報提供する。	無
安　城　市	無		無
西　尾　市	有	引き取り手のない遺骨については別添内規第４条の規定により焼骨処分願書の提出により、斎場で引き取り、契約しているお寺に納骨している。	無
蒲　郡　市	有	遺体の持ち込み者等に処分しても異議がないことの念書を記入をいただいた上で、処分している。	無
犬　山　市	無	―	有
常　滑　市	有	身元不明、引き取り手のない遺骨は、市営墓地の無縁墳墓へ納骨しています。 遺骨引取を拒否するかつ、市営火葬場で火葬する場合は、焼骨処分依頼書を市へ提出したのち、火葬場で残骨と同様に処理しています。	無
江　南　市	無		無
小　牧　市	無		無
稲　沢　市	有	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき取り扱った遺骨は１０年間、稲沢市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行規則に則り、福祉課所管にて保管しています。保管年数内に引取手がない場合は、市営の祖父江斎場で骨牌供養しています。 なお、親族から焼骨処分を依頼された場合は、生活保護法、墓地埋葬法に基づき火葬後、市外の寺院に引き取りをしてもらっています。	有
新　城　市	有	市内の寺に依頼して、供養する。（寺の善意によって行われている。）	無
東　海　市	有	生活保護法の適用に関わらず、生活保護担当課が無縁仏を管理する知北平和公園組合と調整の上、埋葬している。	無

議題３　引取手のない遺骨の取扱いについて（尾張旭市提出）

市名	回答		
	(1)引取手のない遺骨に関する事例の有無	(有の場合) 対応方法	(2)遺骨の埋蔵等取扱に関する取決めの有無
大　府　市	有	・大府市も構成団体である知北平和公園組合の無縁墓に収める ・民間業者に永代供養を依頼	有
知　多　市	有	１．警察署から身元不明の死亡者の引渡しの連絡がある。 ２．警察署長から死亡報告がある。（死亡報告書による） 　〇死体検案書は警察署嘱託医である遺体を検案した医師のところに出向き受領する。 　〇死体検案書を受領するため訪問したときに死体検案料及び診断書料の請求書を医師に届ける。（請求書は知多市で用意する） ３．知多斎場で火葬を行うため、火葬場利用の予約をする。 　〇遺体の搬送が日中８：３０～１７：００に完了する場合は知多斎場に安置を依頼する。 　〇遺体の搬送が１７：００以降になる場合は葬儀社に安置を依頼し、翌日８：３０以降に斎場に搬送を依頼する。 　〇警察の身元調査が完了するまで火葬できないため、概ね１週間から半月くらい（期間は警察に確認すること。）は安置室（冷蔵庫）の利用を継続する可能性があることを斎場の担当者に伝え了解を得ておくこと。 ４．警察からの身元調査結果を受け、身元が判明した場合は葬祭扶助の取り扱いに切り替え、親族と葬儀について相談する。身元が判明しなければ、行旅死亡人として警察署からの死亡報告書に基づき本籍不明のものとして、戸籍法第９２条第１項の報告届（警察作成）を提出し　火葬許可証の交付を受ける。 ５．火葬料及び斎場使用料の免除申請書を作成する。 ６．火葬場の使用料減免通知書の交付を受ける。 　知多斎場に出向き、火葬料及び斎場使用料の免除申請書及び斎場利用許可申請書、火葬許可証を添えて提出する。 ７．火葬執行。→ 遺骨は知多墓園内の墳墓に仮安置する。 ８．死体検案料及び診断書料を警察嘱託医に支払う。 ９．行旅死亡人の取扱いを県へ報告する。　県指定様式で知多福祉相談センターへ送付。 10．行旅死亡人告示 　火葬後、行旅死亡人の告示を行う。知多市内の掲示板1箇所　告示期間は１ヶ月 　告示は市長決裁まで行い、その後にで告示番号をとる。決裁は総務課へ。１部印刷し最終告示の日付印を押し棚へ。 11．行旅死亡人官報登載 　告示終了後、官報へ登載を依頼する。 　官報登載は毎月、期日が決まっており愛知県第一官報販売所へ連絡し官報登載日の確認を行い告示終了後、依頼原稿を送付する。 12．愛知県への報告と費用請求　→　請求は愛知県指定の様式で行う。 13．歳入の調定	有
知　立　市	無		無
尾 張 旭 市	議題提出市		議題提出市
高　浜　市	無		無
岩　倉　市	有	生活保護を受給していて身元が分かっている方は、親族を調査し、引取りの照会をかける。 その後、親族が引取りの拒否をした場合や期限までに回答が来ない場合は火葬を実施し、収骨していない。	無
豊　明　市	無		無
日　進　市	無		無
田　原　市	有	市内斎場内の一室に保管	無
愛　西　市	無		無
清　須　市	無		無
北名古屋市	無		無
弥　富　市	無		無
み よ し 市	無		無
あ　ま　市	無		無
長 久 手 市	有	市内に墓園を有する公益財団法人卯塚緑地公園協会に依頼し、協会が所有する無縁合葬墓に埋蔵しています。	無